

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第一部 労働者状態

第三編 労働者・農民の組織状況

第一章 労働者の組織状況

第二節 単位労働組合の組織状況

産業別分布状況

組織労働者の産業別分布は昨年と大差なく、製造業一八四万(三二%)が最も多く、運輸通信その他の公益事業一三七万(二四%)がこれに次ぎ、以下サービス業七六万(一三%)鉱業四八万(八%)等の順になつてゐるが、このうち先ず基礎的生産材では、石炭鉱業三九万(七%)、第一次金属二二万(四%)、電気・瓦斯の動力源に一五万(三%)、化学工業に二一万(四%)、石油およびゴム製品五万(一%)で全組織労働者の約二〇%を占め、組織の主要な中心をなしている。次に機械製造一五万(三%)、電気機器一四万(二%)、造船一一万(二%)、自動車四万(一%)等の機械器具工業が約九%、また軽工業は紡織業四三万(七%)を中心に約一〇%の組織労働者がある。更に鉄道業四〇万(七%)、通信業二六万(四%)、教育五九万(一〇%)、公務四四万(八%)は別の一中心をなすものと思われる。

なお、この一年間に変動の目だつたのは通信業七万、建設業六万、第一次金属三万、卸売および小売三万の各増、並に公務五万、化学工業三万、輸送用設備三万、道路貨物輸送三万の各減などであつた(第74表)。

規模別分布状況

組合員数の多少による組合の規模別分布状況は第75表の通りで、規模の小さくなるに従つて組合数は漸増しており、一〇〇人以下の組合は単位組合総数の六〇%(組合員数では一二%に過ぎない)の多数を占めている。これは中小企業の圧倒的に多いわが国の産業構造の特性と、他方において次にみるごとく、わが国の組合が殆んど同一企業の従業員をもつて構成される企業別組織であることと不可分の関係にある。この規模別の分布を五一年の調査時と比較すれば(第76表)、五〇人以上一九九九人の各規模が全般的に増加を示したのに反して、四九人以下の小組合は(五一年度における減少一三〇九組合とは比較にならぬほど少数であるが)依然として減少を続けており、小組合の組織力の低さを物語つてゐる。また、二〇〇〇人以上の大組合の減少は、主として企業合理化等の影響によつて、既存組合において組合員数の減少をみたことによる。

組織別分布状況

企業別組織は単位労働組合総数の八七%に相当する二万四三三〇組合(連合団体では四九%、一三五〇組合)を占め、産業別組織一三七三(五%)、職業別組織一二九三(五%)、地域別組織八五五(三%)等とは比較にならぬほど多い。職業別組織から産業別組織へ発展するのが労働組合一般の発展方向だといわれるが、わが国の組合においては、その圧倒的な部分が企業別組

織、すなわち同一事業所または企業の従業員を中心とする結集体であることを物語っている(第77表)。

地域別分布状況

組織労働者の最も重要な集結地域は行政、文化の中心である東京と、それに隣接する神奈川県とであつて、この両者の組織労働者数一〇三万は全組織労働者数の約一四%に当る。次いで阪神工業地帯(大阪、兵庫)の八一万(一〇%)、北九州工業地帯とその背後の炭鉱地帯(福岡、長崎)の四五万(九%)、北海道三五万(八%)、愛知二六万(三%)等が多い。上記八都道府県で全組織労働者の過半数を集めている(第78表)。

法規別分布状況

公共企業体労働関係法、国家公務員法、地方公務員法および地方公営企業労働関係法は、国家・地方公務員一般職職員や国有鉄道、専売公社職員等の組合に対して公共福祉の見地より組合活動の一部を制限しているが、これら適用法規からみた組合員数の分布は第79表のとおりで、公労法改正、地労法制定後の推定数において約三七六万人(全組織労働者の六八%)が労働組合法の適用を受けている。

【労働組合法関係】 調査時点において一万八二〇五組合、三八三万人が労働組法の適用下にあつたが、その後、地方公営企業労働関係法制定にともなつて、地方自治体職員中、単純労働者、失業対策事業、および市電、上下水道等、地方公営企業に従事する職員の組合が労働組法適用を除外され、推定数約六万を減ずることになつた。

【公共企業体労働関係法】 調査時に適用を受けた国有鉄道および専売公社のほかに、公労法の改正は、日本電信電話公社(全電通)、郵便事業(全逓従)、国有林野等(国有林)、日銀券・紙幣等印刷事業(印刷庁労組)ならびにアルコール専売事業等の組合を適用下にもたらしたため、適用組合数三七〇一、組合員数七三万人と推定される。

【国家公務員】 前年まで適用を受けた進駐軍労働者は特別職からはずされ労働組法の適用を受けることとなつた。また、公労法改正により新たに公務員法適用を除外されたものを合わせて約二〇〇〇組合、約二五万人の減少で、二二七八組合、二五万人となつている。

【地方公務員】 法規改正による変動なく、前年より約三万増の三六六七組合、九一万人が適用下にある。

【地方公営企業労働関係法】 この法規の適用を受けるのは、地方公共団体の経営する地方鉄道、軌道、自動車運送、電気、ガス、水道等の各事業および単純労働に雇用される地方公務員であつて推定一四四組合、六万人である。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

